

家庭ごみの収集方法が一部変わります

令和8年8月より実施

令和8年8月より、これまで収集できないごみとして取り扱っていた『リチウムイオン電池類（蓄電池）』を新たに受け入れます。また、発火性危険物（スプレー缶・ガスボンベ・ライター）の出し方について、下記のとおり変更となりますのでお知らせします。

新規受け入れ開始

リチウムイオン電池類

スマートフォン・モバイルバッテリー・充電式乾電池・工具及び家電用バッテリー・小型家電に内蔵され分離できないもの（電子タバコ・携帯扇風機・ゲーム機・電動ジェーバー・ワイヤレスイヤホン等）等



スマートフォン



モバイルバッテリー



充電式乾電池

※端子部分をガムテープ・ビニールテープ等で絶縁（テープで覆う）し出してください

出し方の変更

発火性危険物 スプレー缶・ガスボンベ・ライター



スプレー缶



ガスボンベ



ライター

変更前

燃やせないごみの袋に
まとめて入れる



変更後

透明または半透明の袋に
まとめて入れる

※収集日（燃やせないごみの日）は変わりません。必ず使い切ってから出してください。

出し方のルール（リチウムイオン電池類・発火性危険物共通：同袋可）

- ・袋：中身の見える透明または半透明の袋に入れてください
- ・収集日：燃やせないごみの日に出してください

※詳細は令和8年7月24日（金）配付予定の町政事務委託文書でお知らせします

【お問い合わせ】新冠町役場町民生活課町民生活グループ環境衛生係 TEL 0146-47-2112